

## 「福が満開、福のしま。」福島県観光復興推進委員会会則

### (名称)

第1条 本会は、「福が満開、福のしま。」福島県観光復興推進委員会（以下「委員会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 委員会は、東日本大震災及び原発事故、並びにその風評被害により甚大な被害を被っている本県の観光産業の復興に向けた事業を計画・実施する組織として設置するものであり、関係者が協働して、福島県の豊かな自然や貴重な歴史・文化などの魅力を国内外に広く情報発信するとともに、観光を通じた魅力的な地域づくりを進めることにより、本県観光のイメージアップ及び観光客の誘致促進、さらには福島県経済の活性化に寄与することを目的とする。

### (業務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 観光復興キャンペーンの基本計画及び事業計画の策定・実施に関する事項
- 二 関係団体等との調整に関する事項
- 三 前各号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために必要な事項

### (組織及び役員)

第4条 委員会は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 委員会に次の役員を置く。
  - 一 会長 1名
  - 二 副会長 若干名
  - 三 監事 2名
- 3 会長は、福島県知事をもって充てる。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する者をもって充てる。
- 5 監事は、委員の中から総会で選出する。

### (役員の職務)

第5条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、委員会の会計を監査する。

### (役員の任期)

第6条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終了の時までとする。

- 2 役員に欠員が生じたときは、その属する機関又は団体の後任の職にある者をもって充て、その任

期は前任者の残任期間とする。

(総会)

第7条 総会は、必要に応じ会長が招集し、次の事項を審議決定する。

- 一 会則の制定及び改廃に関すること。
  - 二 委員会が実施するキャンペーンに関する基本計画及び事業計画に関すること。
  - 三 委員会の予算及び決算に関すること。
  - 四 その他、委員会の運営に関する重要な事項に関すること。
- 2 総会の議長は会長をもって充てる。
  - 3 会長は、必要に応じ議事に関する者を出席させ意見を聞くことができる。
  - 4 総会の議事は、出席委員（代理出席者及び委任状提出者を含む）の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。なお、会長が必要と認めたときは、書面による決議を行うことができる。

(幹事会)

第8条 事業の円滑な推進を図るため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、委員会が実施するキャンペーン等に関する基本計画及び事業計画、収支決算の原案を作成する。
- 3 幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、福島県観光交流局観光交流課内に事務局を置く。

(経費)

第10条 委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 委員会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第12条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成29年4月1日から施行する。